

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 1 4 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 1 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則（平成 2 1 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 7 条関係）

| 自動車等の使用距離                    | 月額           |
|------------------------------|--------------|
| 片道 5 キロメートル未満                | 2, 0 0 0 円   |
| 片道 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満   | 4, 2 0 0 円   |
| 片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満 | 7, 3 0 0 円   |
| 片道 1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満 | 1 0, 4 0 0 円 |
| 片道 2 0 キロメートル以上 2 5 キロメートル未満 | 1 3, 5 0 0 円 |
| 片道 2 5 キロメートル以上 3 0 キロメートル未満 | 1 6, 6 0 0 円 |
| 片道 3 0 キロメートル以上 3 5 キロメートル未満 | 1 9, 7 0 0 円 |
| 片道 3 5 キロメートル以上 4 0 キロメートル未満 | 2 2, 8 0 0 円 |
| 片道 4 0 キロメートル以上 4 5 キロメートル未満 | 2 5, 9 0 0 円 |
| 片道 4 5 キロメートル以上 5 0 キロメートル未満 | 2 9, 1 0 0 円 |
| 片道 5 0 キロメートル以上 5 5 キロメートル未満 | 3 2, 3 0 0 円 |
| 片道 5 5 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満 | 3 5, 5 0 0 円 |
| 片道 6 0 キロメートル以上              | 3 8, 7 0 0 円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。